

# 京大タテカン訴訟ニュース

第1号 2021年9月10日

Kyoto Univ. Labor Union / Established in 1948

## 第1回口頭弁論が開かれる

2021年8月5日14時30分から、京都地方裁判所101法廷において、京大職組を原告、京都市および国立大学法人京都大学を被告とする損害賠償請求訴訟の第1回口頭弁論が開催され、原告と各被告代理人が出席しました。書面の内容の陳述後、原告側から、村山晃弁護士団長と大河内泰樹京大職組委員長とが意見陳述を行いました。新型コロナウイルス感染症対策のため積極的な傍聴は呼びかけませんでしたが、多くの支援者が集まり、抽選が実施されて傍聴席は満席となりました。

終了後、京都弁護士会館地下ホールにて報告集会を開催し、弁護士団と原告からこの裁判での主な主張と進行を紹介した後、活発な質疑応答が行われました。集会にも報道機関や原告メンバーのほか、学生や地域住民の方々を含む会場でのご参加のほか、Zoomでのご参加もあり、合計約50人が出席されました。ご支援くださっているみなさまに厚く御礼申し上げます。

この後、9月3日と10月5日の弁護士会議を経て、次回の口頭弁論は、**2021年11月11日(木)14時30分**から京都地裁101号法廷で行われます。引き続き、ご注目とご支援をお願いします。

## 原告の意見陳述 大河内泰樹委員長

私たちは京都大学で働く教職員として、社会における大学の意義と役割は何かを問う視点で、今回の立看板問題をとらえています。そこでは現在、表現の自由と、労働者の権利という、2つの基本的人権の領域が直接的に制約されています。

**表現の自由** まず表現の自由は、民主主義を支える制度的な基盤として、経済的自由よりも厚く保障される精神的自由の一つです。京都大学に存在していたタテカンはいずれも、商業広告ではなく、労働組合の活動、学術・教育活動、芸術活動、文化活動として情報を発信するものでした。

これらの表現は、確かに、無制限に保障されるものではありません。しかし、日本国憲法は、表現の自由を制約するためには、それよりさらに優越する価値の要請がなければならないとの理念に立っています。

それでは、表現の自由をじかに制限するものである京都大学のタテカンの撤去は、一体いかなる根拠によって認められうるのでしょうか。

私たちも、京都市において景観の保護が必要であること自体はそのとおりでと思います。そのために条例を制定することもできると考えます。しかし、景観を保護すべきだとするからには、保護されるべき景観が存在しているのでなければなりません。

京都大学のタテカンが、何の景観を害していたのでしょうか。タテカンを撤去しても、そこに見えるのは垣根や柵です。歴史的建物が見えるようになるわけではありません。保護されるべき景観がないにもかかわらず、表現の自由を侵害することは、憲法の許すところではありません。

それどころか、京都大学においては、タテカン文化自体が、地域の歴史的景観を形づくってきたのです。学生団体の看板だけではありません。労働組合の看板もその一部です。学会の看板、公開シンポジウムの看板もありました。とりわけ研究・教育に関する掲示まで一切出せなくするという、タテカン撤去措置は、大学の景観に対する直接的攻撃そのものであり、何のメリットももたらさない人権侵害です。

京都大学が面している今出川通りの北側には、商業広告がたくさん出ています。これらが認められるのであれば、同じ道路の反対側に位置する京大にも、道路の長さに応じて同じ面積の看板を出すことができよいはずですが。なぜそうなっていないのでしょうか。なぜ、学会やシンポジウムの看板すら1枚も出せず、わずか2平方メートル未満の労働組合の掲示を1枚出しただけで直ちに撤去されなければならないのでしょうか。京都市条例の運用は、憲法上の平等原則にも明らかに違反しています。

景観、という点からすれば、たとえ条例を適用する

必要があるとしても、その内容は、京都大学自体のあるべき景観を保護するものでなければなりません。多様な表現が示されている状態こそが、大学にふさわしい景観ではないでしょうか。

表現の自由に関する裁判所の最新の判断として、大阪で「表現の不自由展かんさい」を開催するために大阪府の施設を使用することが認められました。この事件では、開催に反対する勢力からの妨害があり、危険の発生が深刻に懸念される事態が起きていました。しかし、攻撃される危険性が想定されるような場合であっても、なお、表現の自由が保障されなければならないことが、大阪地裁、大阪高裁、そして最高裁のすべての裁判所によって、7月16日までに認められました。

このことは、民主主義を支える表現の自由がいかに重要なものであるか、そしてそれを裁判所も肯定していることを、明らかに示した良い例だと思います。攻撃を受ける危険がある場合においてですら、表現の自由は守られなければならない。いわんや、そのような危険がないどころか、保護される景観すら何もない状態なら、表現の自由が奪われてはならないことははっきりしています。

### 労働者の権利 次に、労働者の権利についてです。

京都大学教職員および組合メンバーは、従来、京都大学施設部との間で、タテカンの安全な設置を確保するためのやりとりを繰り返してきました。京都大学においてタテカン文化が長い歴史を持っていることは、公知の事実です。大学法人と労働組合との間で、文書による協定や許可状のようなものは作成されていませんでしたが、大学法人は組合が掲示版を使っていることを当然の前提として行動してきました。

ところが、何の協議の機会も与えられないことなく、組合の掲示ボードは、京都市条例が規制する道路に面した場所にあったものだけではなく、道路からは見えない構内に条例と無関係に設置されていたものまで、一方的に撤去されました。

今この時点に至るまで、京都大学立看板規程は、大学から労働組合に交付されておりません。また、本件で「乙第3号証」として提出されている、「立看板規程第11条で規定している立看板について」と題する文書は、職員組合の立看板の扱いを内容とするものです。ところが、大変残念なことに、この裁判が始まり、今回、乙号証の写しを受け取って初めて、組合はこの文書の存在および内容を知りました。この文書は、3年前の立看板一斉撤去の後に出されたもののようです。

組合は事前にその存在および内容を知ることはありませんでしたし、2度にわたる撤去とその後の団体交渉を経ても、なお、その存在および内容を知らされることはありませんでした。私たちは、立看板の扱いにおいて、当事者であるにもかかわらず、まったく無視されていたのです。

私たちは、よもや京都大学法人が、掲示ボードの一方的撤去という明らかに違法な措置を平然と繰り返すなどとは夢にも思っていませんでした。しかし、それは誤った期待であったことが明らかになりました。

キャンパス外周のように多数の教職員、学生、大学外の市民の目に触れる場所はほかにありません。もし、同等の効果を持つ表現活動

を他の手段で代替しようと思えば、別の場所に相当たくさん掲示が出せるのでなければなりません。職員組合は、そのような手段が可能であるのならば、代替の余地もありうると考えますが、大学法人は組合がたくさんの掲示を出すことを拒否しています。

しかも、職員組合掲示ボードの2度にわたる一方的撤去の後に実施された団体交渉で、大学側は、表現の自由および労働者の権利の憲法上の保障を一顧だにしない発言を繰り返しています。基本的人権を無視するのが大学経営の態度として許されていてよいのでしょうか。

**社会的意義** 私たちの今般の提訴には、全国から、また一部海外からも多数の支援が寄せられ、テレビ、新聞、雑誌、インターネット記事を始めとするいろいろなメディアも関心を寄せています。理由なく表現の自由や労働者の権利という基本的人権を制約することを支持する論調は1つとしてありません。

京都大学のあるべき姿とは何かを考え、そこに期待される憲法的な価値を守る判決をぜひとも出していきたいです。

